

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 5 月 17 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1500971号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第1600006号

第1 結論

昭和56年3月から昭和57年10月までの請求期間及び昭和60年3月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年3月から昭和57年10月まで
② 昭和60年3月から昭和63年3月まで

私は、最初に勤めていた会社を退職した後の昭和56年頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は地区担当の集金人を通じて納付していたと思っていたが、昭和63年頃に同市役所からの通知で請求期間①及び②の保険料が未納であることが分かり、未納分の35万円位を同市役所保険年金課の窓口で一括納付した。

しかし、請求期間①及び②の保険料が未納のままになっているので、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和56年頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は地区担当の集金人を通じて納付していたと思っていたが、昭和63年頃に同市役所からの通知で請求期間①及び②の保険料が未納であることが分かり、未納分の35万円位を同市役所保険年金課の窓口で一括納付したと主張しているところ、当該金額については、請求期間①及び②に係る保険料合計額とおおむね一致している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和63年6月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点において、昭和56年3月21日に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、当該払出時点では、請求期間①及び請求期間②のうち昭和60年3月から昭和61年3月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、請求期間②のうち昭和61年4月から昭和63年3月までの期間は、過年度納付が可能な期間であるが、A市役所は、過年度納付については同市役所の窓口では取り扱っておらず、金融機関での納付となる旨回答している。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500864 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600014 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年10月1日から昭和50年10月1日まで

C厚生年金基金からのお知らせにより、A社における請求期間の厚生年金保険被保険者記録（標準報酬月額 7 万 2,000 円）が、厚生年金基金加入員記録（標準給与月額 8 万円）と相違していることが分かったので、標準報酬月額を 8 万円に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求期間に係る標準報酬月額は、請求者が同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 47 年 12 月から請求期間を含む昭和 50 年 9 月まで 7 万 2,000 円と記録されている。

一方で、C厚生年金基金から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員記録では、昭和 48 年 10 月 1 日の定時決定における標準給与月額は、従前の 7 万 2,000 円から 8 万円に改定され、請求期間に係る昭和 49 年 10 月 1 日においても同額で決定されていることが確認できる。これら双方の記録により、A社における請求者の昭和 48 年 10 月から昭和 50 年 9 月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当該厚生年金基金の記録と相違していることが確認できるが、それぞれの記録の裏付けとなる届出関係資料が当該厚生年金基金及び日本年金機構に保管されていないため、事業主がそれぞれに届け出た報酬月額を確認することができない。

また、上記厚生年金基金の担当者は、請求期間当時に事業所から提出された算定基礎届等の書式は複写式であったとしているものの、これらの届出については、厚生年金基金、健康保険組合（平成 18 年解散）及び社会保険事務所（当時）の各機関へそれぞれ個別に提出されていた旨陳述していることから、必ずしも事業主が厚生年金基金に届け出た内容と同一の届出を社会保険事務所に対して行っていたとは限らず、双方に提出された届出の一体性は認められないほか、上記事業所別被保険者名簿において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の記録が、後から遡って訂正されているなどの形跡も見当たらない。

さらに、B社及び同社D営業所（請求者の退職時勤務先）は、請求者に係る請求期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳や源泉徴収簿などの資料を保管していないと回答しており、請求者自身も給与明細書などの資料を所持していないと陳述していることから、厚生年金基金の記録（8万円）に相当する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かについて確認することができない。

このほか、請求期間において、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。